

出席停止のお知らせ

令和 年 月 日

年 組 氏名

保護者様

大田区立大森第三中学校
校長 笛木 啓介 印

お子様は、このたび「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止とします。下記
の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養してくださ
い。

この措置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子様への感染を防ぐためのもの
であり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には「出席停止解除願」に保護者をご記入の上、学校へ提出してください。

※ ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書の提出
を求める場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重 症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス 属 SARS コロナウイルスによるもの）、痘そう、南米 出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定 鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する法律〔平成 十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号 に規定する特定インフルエンザ（次号及び 第十九条第二項イにおいて同じ）であって、 血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）、中 東呼吸器症候群	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経 過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後 2 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイ ルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（り んご病）、 その他の感染症※下記表示	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、
帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染
性単核症、EBウイルス感染症、〔 〕

出席停止解除願

大田区立 大森第三中学校 学校長 様

児童・生徒氏名	年 組 番 氏名
病 名	
病気にかかっていた期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診していた医療機関	電話 ()

上記の病気のため、休みましたが、主治医より登校してもよいと言われましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

※この用紙は、すべて保護者が記入し、押印の上、学校へ提出してください。